

尾張北部環境組合環境影響評価等調査業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 環境影響評価等調査業務委託
- (2) 業務目的 別に定める「環境影響評価等調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務内容 別に定める「環境影響評価等調査業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から平成33年9月30日（木）まで

2 事業額等

当該業務の全体事業額は、217,580,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）を上限額とする。なお、平成29年度の上限額は、16,720,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

3 参加資格

本業務に係るプロポーザルの参加者は、参加申込書の提出時点において、下記の要件を全て満たすものとし、参加者が契約成立までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 犬山市、江南市、大口町又は扶桑町のいずれかの平成28・29年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 尾張北部環境組合業者指名停止基準（平成29年4月3日施行）に基づく指名停止中の措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているものでないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。
- (6) 平成19年度から平成28年度までの期間において、官公庁が発注した一般廃棄物処理施設に係る都道府県又は政令市条例による環境影響評価業務を元請として実施した実績を有すること。

実績とは、方法書手続、現況調査、準備書手続及び評価書手続を行った業務を受託し、完了した実績があることを指す。なお、業務が同一業務内であるか、一括発注であるかは問わない。

4 関係書類等の公表

(1) 公表の時期

平成29年10月11日（水）から

(2) 公表の方法

尾張北部環境組合ホームページ (<http://www.owarihokubu.jp>) に掲載する。参加者はホームページからダウンロードにより関係書類等入手するものとする。郵送又は電子メールによる送付は行わない。

5 質問書の提出方法等

本プロポーザルに関して質問がある場合は、下記により質問書(様式第5)を提出することとし、電話及び口頭による質問は受け付けない。なお、質問することができる者は、上記「3 参加資格」を満たしている者とする。

(1) 提出期間

平成29年10月11日(水)午前9時から平成29年10月18日(水)午後5時まで
提出期間以外に提出された質問書は一切受け付けない。

(2) 提出方法

電子メールによる方法とし、提出後に尾張北部環境組合へ送達確認を行うこととする。メールの送付にあたっては、件名を「プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

(3) 回答方法

平成29年10月23日(月)に尾張北部環境組合ホームページに掲載する。ただし、公表することが適切でないと判断される質問等については、回答しない場合がある。

6 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下により参加申込書等を提出することとする。なお、参加申込書等の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合には、辞退届(様式第7)を提出するものとする。

(1) 提出期間

平成29年10月11日(水)から平成29年10月30日(月)まで(土日及び祝日を除く。)

受付時間は午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

持参による方法のみとする。

(3) 提出書類及び部数

| | | |
|----------------|----------|----|
| ①参加申込書 | (様式第1) | 1部 |
| ②会社概要書 | (様式第1-1) | 1部 |
| ③業務実績に関する調書 | (様式第1-2) | 1部 |
| ④業務実施体制に関する調書 | (様式第1-3) | 1部 |
| ⑤配置予定担当者に関する調書 | (様式第1-4) | 1部 |

(4) 提出書類作成上の注意事項

①提出書類は横書きとする。

②プロポーザルに関する審査は事業者名を伏せて行うため、参加申込書を除く提出書類については事業者が特定できる社名やロゴ等を記載しないこと。

③配置予定担当者に関する調書に記載された担当者の変更は原則認めない。

7 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、平成29年11月1日(水)に参加申込書を提出した事業者へ電子メールで通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

平成29年11月2日(木)から平成29年11月20日(月)まで(土日及び祝日を除く。)
受付時間は午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

持参による方法のみとする。

(3) 提出書類及び部数

①企画提案書 正本1部、副本10部

企画提案書の内容は参加申込時に提出した様式1-1から様式1-4に加え、別添の仕様書に記載された業務を円滑に実施するための業務実施方針等について記載すること(様式は任意)。とりわけ、以下の内容を盛り込むこと。

- ア 業務の実施方針
- イ 業務実施方法
- ウ 業務実施スケジュール
- エ 業務実施上の課題と対処方法

②参考見積書 (様式第3) 1部

(4) 提出書類作成上の注意事項

①提出書類は横書きとする。

②プロポーザルに関する審査は事業者名を伏せて行うため、企画提案書については事業者が特定できる社名やロゴ等を記載しないこと。ただし、正本1部には様式第2を表紙として加えること。

③参考見積書には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。ただし、記載する金額は「2 事業額等」に示す当該業務の全体事業額を超えてはならない。

9 評価基準

「環境影響評価等業務委託業者選定に係るプロポーザル評価基準」のとおりとする。

10 評価方法

事務局が設置する環境影響評価等調査業務委託業者選定委員会により企画提案書を提出した事業者を対象に企画提案書の書面審査に加え、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、以下のとおりとする。

(1) 実施日時

平成29年11月29日(水)

※時間については、別途通知する。

(2) 実施場所

江南市消防署 3階 講堂

住所：愛知県江南市赤童子町大堀70番地

(3) 実施時間

1事業者のプレゼンテーションは20分以内とし、質疑応答は10分程度とする。準備及び撤収は審査前後の10分間の休憩時間の間に行うこととする。

ただし、企画提案書を提出した事業者が多数である場合は、プレゼンテーションの時間を15分以内に短縮することがある。その場合は、その旨を「(1)実施日時」とあわせて通知する。

(4)出席者

配置予定担当者に関する調書に記載された管理技術者及び主任技術者を含む計3名以内とする。事業者名が特定できる名札等を着用しないこととする。

(5)プレゼンテーションの順番

企画提案書等の受付順とする。

(6)留意事項

- ①説明は企画提案書等に記載された内容を逸脱しない範囲で行うとともに、事業者名が特定できる説明は行わないこと。
- ②説明にあたっては、原則、企画提案書等を用いて説明することとするが、追加資料の配布は提案書等に記載された内容を逸脱しない範囲内で可能とする。
- ③企画提案書等の説明にパソコン等の機材が必要な場合は、事業者において用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは、事務局で用意するため、利用を希望する場合は平成29年11月22日(水)までに事務局へ電子メールにて連絡することとする。事前にプロジェクターとの接続確認が必要な場合には、接続確認の希望日時をあわせて連絡することとする。

1.1 候補者の選定

評価基準に基づく審査項目に対する得点(満点:200点×委員8名)の合計が最も高い事業者を候補者として選定する。なお、企画提案書等を提出した事業者が1者のみであった場合には、その事業者の得点の合計が配点の6割(960点)に満たない場合を除き、その事業者を候補者として選定する。なお、合計得点が最も高い事業者が2者以上となった場合は、参考見積金額に対する得点を除いた得点の高い者を候補者とする。

候補者の決定後、尾張北部環境組合と候補者により企画提案書を踏まえた契約内容を協議し、随意契約により委託契約を締結することとなるが、候補者と協議が整わない場合は、審査の得点が次点である事業者と協議のうえ委託契約を締結するものとする。

1.2 審査結果の通知及び公表

審査結果は、平成29年12月1日(金)に企画提案書等を提出した事業者全てに通知するとともに、候補者名、参加者名及び評価点を尾張北部環境組合ホームページに公表するものとする。

なお、公表にあたっては参加者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、参加者名は企画提案書の提出順、評価点については得点順とし、参加者名と評価点の対応関係を明らかにしないこととする。ただし、企画提案書等を提出した事業者が2者の場合は、評価点の公表は候補者のみとする。

1.3 その他

- (1)提出書類の作成等の参加に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2)提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は原則認めない。
- (3)全ての提出書類は、返却しない。

- (4) 提出された企画提案書は、候補者の決定以外の目的には参加者に無断で使用しない。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (5) 提出された書類は、候補者の決定作業に必要な範囲において、複製することがある。

1.4 事務局

尾張北部環境組合 総務課 計画・事業グループ 担当：北川、加藤
 〒483-8221 江南市赤童子町大堀 90 番地 (江南市役所 2 階)
 TEL : 0587-54-1188
 FAX : 0587-54-1212
 E-mail : kumiai@owarihokubu.jp

1.5 スケジュール

| 項目 | 日程 |
|---------------------|-----------------------------------|
| プロポーザル実施の公告 | 平成29年10月11日(水) |
| 実施要領等の公表 | 平成29年10月11日(水)～ |
| プロポーザルに関する質問受付 | 平成29年10月11日(水)～ 平成29年10月18日(水) |
| プロポーザルに関する質問回答 | 平成29年10月23日(月) |
| 参加申込書等の提出期限 | 平成29年10月30日(月) |
| 参加資格審査結果の通知 | 平成29年11月 1日(水) |
| 企画提案書等の提出期限 | 平成29年11月20日(月) |
| プレゼンテーション・ヒアリング日程通知 | 平成29年11月22日(水) |
| プレゼンテーション・ヒアリング | 平成29年11月29日(水) |
| 審査結果の公表及び通知 | 平成29年12月 1日(金) |